

1. 従業員の月額食事費免税の上限額の引き上げ(財政部 104.03.10 台財税字第 10404525720 号令-2015/3/10)
2. 移転価格報告書において個別分析が必要となる金額基準の修正(財政部中区国税局-2015/3/9)
3. 営利事業者が計上した旅費は詳細な出張報告書の提出が必要(財政部北区国税局-2015/3/9)。
4. 会社が計上した交際費は、規定の証憑を取得し、かつ営業と関連する必要がある(財政部北区国税局-2015/3/9)。

安永税務分析-最新法令

中華民國 104 年 3 月 10 日台財税字第 10404525720 号

「所得税法」第 14 条、第 24 条の規定について、従業員の月額食事費免税の上限額の引き上げに関する規定の解釈令

公表元	財政部 104.03.10 台財税字第 10404525720 号令
テーマ	従業員の月額食事費免税の上限額の引き上げ
公表内容	2015 年 1 月 1 日より、航運業または漁撈業に該当しない営利事業者及び執行業務者が、残業の食事代を含む実際に提供している食事又は毎月定額支給する食事代金が、一人当たり月額 2,400 元以内の場合、従業員の給与所得とはしない。それを超過する部分については、食事代を定額支給する場合は従業員の給与に合算する。実際に食事を提供する場合は会社が自ら給与所得に振替えている場合を除き、税務上否認する。
公表日	2015/3/10

公表元	財政部中区国税局
テーマ	移転価格報告書において個別分析が必要となる金額基準の修正
公表内容	財政部中区国税局によると、関連者取引を行う営利事業者は、営利事業所得税の確定申告を行う際、営利事業所得税不合常規移転訂価査核準則(以下、「移転価格監査準則」)第 21 条により、関連会社及び関連者の資料及びそれらの関連会社または関連者との取引資料を開示し、同準則の第 22 条第 1 項により税務機関の調査のために移転価格の文書を用意する必要がある。

当局の説明では、財政部が2008年11月6日台財税字第09704555160号令で定めた「得以其他文據取代移轉訂價報告之受控交易金額標準(移轉價格報告書の代わりにその他の文書で代用できる関連者間取引の金額基準)」の規定により、特定の条件に適合する営利事業者は移轉價格報告書の作成が免除され、関連者取引価格が独立第三者間取引のレンジに入ることを証明できるその他の文書で代用できる。また、同解釈令によると、個別の関連者取引が特定の条件に適合する場合、関連者取引の価格決定結果が独立第三者間取引のレンジに入ることを証明できるその他の文書を用意し、移轉價格報告書において規定に適合すること及び当該その他の文書にて証明できる理由を記述すれば、当該取引についての個別分析が免除される。

財政部は、これについて2015年2月2日に台財税字第10304578300号令を公布し、前述の2008年の解釈令の関連者取引の個別分析を免除する金額基準を修正した。新旧の規定を以下に記述する。

修正前(2013年度及びそれ以前の年度に適用)

1. 関連者取引が「営業収入または営業原価」の項目：
同タイプの関連者取引の年間取引総額が1,000万元以下
2. 関連者取引が「営業収入または営業原価以外」の項目：
同タイプの関連者取引の年間取引総額が500万元以下

修正後(2014年度から適用)

1. 「営業収入または営業原価」及び「営業収入または営業原価以外」を区分せず全ての項目：
同タイプの関連者取引の年間取引総額が1,000万元以下
2. 同タイプの関連者取引が1,000万元を超えていても、同一関連会社に対する同タイプの年間関連者取引総額が500万元以下のものは、当該取引対象の関連者取引に対する個別分析を免除

当局は以下の例により説明している。甲社は2013年度の規定によると移轉價格報告書を提出する必要があるが、そのうち仕入関連者取引の年間取引総額は1,150万元で、これは国外関連会社のA、B及びCの3社からの仕入れにより、当年度の取引金額はそれぞれ300万元、400万元、450万元であった。甲社が2013年度の移轉價格報告書を作成する際、上記の国外関連企業A、B及びCの3件の関連者取引については独立第三者間取引価格のレンジに入るかの個別評価を行う必要があるが、もし甲社の上記の取引が2014年度にも発生し、同様に関連者仕入取引の年間取引総額が1,150万元で1,000万元を超えていたとしても、各関連会社との個別の年間取引総額がそれぞれ500万元以下である場合は、A、B及びCとの仕入取引に対する個別分析が免除され、価格決定の結果が独立第三者間価格のレンジに入ることを証明できるその他の文書を用意し、移轉價格報告書において規定に適合すること及び当該その他の文書にて証明できる理由を記述すれば、規定に従っているものとみなされる。

	<p>当局は、関連者取引を行っており、かつ規定により移転価格報告書を作成すべき営利事業者に対し、移転価格監査準則第 22 条第 1 項により、取引実施年度の法人税確定申告を行う際、会社紹介、組織構成、関連者取引の総括資料、移転価格報告書、関連者報告書及びその他移転価格に影響する資料等の文書を用意し、同準則に従い、関連者取引の結果が独立第三者取引条件に合致するかの評価を行うことを特別に呼びかけている。納税義務者が上記の内容について疑問がある場合、当局の無料サービス電話(0800-000321)、または当局のウェブサイトからインターネット電話で相談することができる。</p>
公表日	2015/3/9

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営利事業者が計上した旅費は詳細な出張報告書の提出が必要
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業者が計上した旅費は、出張の目的地、訪問対象及び内容等を記した出張報告書及び関連資料を提出し、営業との関連を証明することにより認められ、提出できない場合は旅費として認められない。</p> <p>当局は 2012 年度の営利事業所得税の確定申告を審査した際、ある会社が計上した旅費で、数件の数十万元のヨーロッパへの出張費用を発見した。会社は旅行会社が発行した領収書及び関連する証憑を提出しており、また出張報告書も提出されたが、イタリア、フランス等の国の展示会への参加や得意先への訪問の旨が簡単に記載されているだけで、展示会の情報、訪問得意先の名称等の詳細な内容が記載されていなかった。従って、従業員の出張の性質、会社の本業及び付随業務への関連性を十分に証明できなかったため、当該旅費全額が否認された。</p> <p>当局は営利事業者に対し、従業員を出張させた場合、関連の証憑だけを提出し出張報告書を作成していない場合、または出張報告書の記載内容が簡略すぎて営業との関連性が証明できない場合は、営利事業所得税審査準則第 74 条の旅費の規定を満たさないことを注意喚起している。納税義務者は、もし疑問がある場合は、国税局の無料電話サービス(0800-000321)もしくはウェブサイトにて問い合わせができる。</p>
公表日	2015/3/9

公表元	財政部北区国税局
テーマ	会社が計上した交際費は、規定の証憑を取得し、かつ営業と関連する必要がある
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業者が計上する交際費が所得税法第 37 条の限度額の範囲内にあったとしても、営業と関連してはじめて営業費用に計上することができる。もし、個人または家族のための支出の場合、会社の費用に計上してはならない。</p> <p>当局が 2012 年度の営利事業所得税の確定申告案件を審査した際、ある会社が交際費を 8,069,863 元計上していたが、その内、郵便局のギフト券及び芸術品にそれぞれ 1,500,000 元、2,300,000 元を計上していた。当該会社は購入に関する証憑のみを提出したが、当該支出が本業及び付随業務と関連することの合理的な理由の説明や関連する証明資料を提出していなかった。交際費は営利事業所得税の費用に該当し、営業人が具体的かつ客観的な証明を行う責任があり、当該会社は証明資料を提出することができなかつたため、当該費用を減らすことを同意するに至った。</p> <p>当局は営利事業者に対し、規定を満たさないことによる追徴を避けるため、所得税を申告する際には、営業と関連しない費用を会社の交際費として計上しないよう注意喚起している。納税義務者は、もし疑問があるときは国税局の無料電話サービス(0800-000321)もしくはウェブサイトにて問い合わせができる。</p>
公表日	2015/3/9

安永税務分析-最新法令

中華民國 104 年 3 月 10 日台財稅字第 10404525720 号

「所得税法」第 14 条、第 24 条の規定について、従業員の月額食事費免税の上限額の引き上げに関する規定の解釈令

内容

2015 年 1 月 1 日より、航運業または漁撈業に該当しない営利事業者及び執行業務者が、残業の食事代を含む実際に提供している食事又は毎月定額支給する食事代金が、一人当たり月額 2,400 元以内の場合、従業員の給与所得とはしない。それを超過する部分については、食事代を定額支給する場合は従業員の給与に合算する。実際に食事を提供する場合は会社が自ら給与所得に振替えている場合を除き、税務上否認する。

EY の観察

- ▶ 財政部の説明によると、営利事業者及び執行業務者が事業上の必要性により食事を提供する、又は毎月定額支給する食事代金は、従業員への補助に該当し、本来は従業員の給与所得に合算して課税すべきである。しかし、雇用主の業務上の利便性及び事業上の必要性を考量し、営利事業所得税審査準則第 88 条及び執行業務所得審査弁法第 20 条の 1 において、営利事業者及び執行業務者が実際に提供している食事又は毎月定額支給する食事代金が、一人当たり月額 1,800 元以内の場合、従業員の給与所得とはされない。
- ▶ 財政部は、会社に対して従業員の食事手当の引き上げを促進し、同時に従業員の租税負担を軽減するため、解釈令を公布し、2015 年 1 月 1 日より営利事業者及び執行業務者が、実際に提供している食事又は毎月定額支給する食事代金について、従業員の給与所得とはしない金額を、一人当たり月額 2,400 元に引き上げた。
- ▶ 財政部のさらなる説明によると、営利事業者及び執行業務者が従業員に支給する食事費が引き上げ後の限度額を超過した場合、その超過部分は同じく実際支給金額により費用減算することができる。但し、従業員の給与所得に振り替えなければならない。
- ▶ 財政部は、今回の食事手当を給与所得としない金額の上限引き上げは、雇用主が従業員に支払う食事手当を実際に金額増加するよう促しており、従業員を鼓舞するため、給与水準の底上げを達成することが望ましいと強調している。また、雇用主に対し、単に従来の従業員の給与内訳を変更して一部の給与を食事手当に振り替えることにより従業員の免税額を増やすという方法によるのではなく、実際に従業員に支払う食事手当を増額し、従業員の福利厚生を確実に拡大するよう注意喚起している。

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	2/2	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各類所得票資料申告
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第 4 四半期(前年度の 10-12 月)の営業税納付
5/1	6/1	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第 1 四半期(1-3 月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第 2 四半期(4-6 月)の営業税納付
9/1	9/30	営利事業所得税の中間納税申告 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第 3 四半期(7-9 月)の営業税納付
毎月 1 日	毎月 15 日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1 日	奇数月 の 15 日	営業人が前期(前 2 か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前 1 か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス| Tax 税務| Transactions トランザクション| Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young, Taiwan
All Rights Reserved.

APAC no. 14001779

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan